随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	九州高規格道路管理センター情報機器室空調機緊急修繕（その３）
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸　義貴 〒８１２－００１３　福岡市博多区博多駅東２－１０－７　福岡第二合同庁舎７階
契 約 締 結 日	令和　６年　１月２２日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社クリル 長崎県佐世保市三浦町１番１５号ＮＳビル２階
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	￥１，０７８，０００－
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	￥１，０８３，０６０－
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備　　考	

随意契約理由書

１．件　　名　　九州高規格道路管理センター情報機器室空調機緊急修繕（その３）

２．履行場所　　福岡市東区水谷２丁目55－11

３．随意契約の相手方　　名称：株式会社クリル
住所：長崎県佐世保市三浦町1-15
TEL：０９５６－８８－７１３５
FAX：０９５６－８８－７１６６

４．随意契約適用法令　会計法第29条の３第４項及び予決令第102条の４第３号

５．当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

（１）目的・内容

本業務は、九州高規格道路管理センター空調機を緊急的に修繕するものである。

（２）理由

本業務対象の空調機は、九州高規格道路管理センターの情報機器室に設置しているものである。室内には道路情報板や雨量情報などを収集配信する重要なシステムを設置しており、温度湿度管理が重要となっている。

空調はH17年度に設置されたもので耐用年数も過ぎており、現在まで通信機器の更新や、増設等により既に冷却能力が大幅に不足していることから、昨年度床置き型空調２台を増設し、さらに室内に業務用送風機５台で冷気を循環しているところである。

今回、空調（冷房）にエラーが生じたため、点検を行ったところ、室外機の子機内にある圧縮機４台のうち１台が経年劣化し、故障のため停止していた。応急的に１台の電源を切り離し、現在３台で冷房運転しているが、冬季にも関わらず室温は２３℃、情報機器付近では２７℃となっており冷房効果が上っていない。また、本来、圧縮機４台で稼働させるべきところを３台で稼働させているため大きな負荷がかかっており、経年劣化状況を鑑みるといつ損壊してもおかしくないことから、緊急的に修繕する必要が生じたものである。

株式会社クリルは道路管理センターが入っている官署の保守点検業者であり、道路管理センターの空調関係を熟知しており、修繕のために必要な技能を持ち、かつ、緊急速やかに修繕対応ができる業者である。

よって、株式会社クリルが本業務を行う唯一の相手方と判断し、会計法第29条の３第４項及び予決令第102条の４第３号に基づき、随意契約を行い本業務の円滑な遂行を図るものである。

（随意契約理由書作成者）
道路部　路政課長